

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書について

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、加算の算定を希望する前月の 15 日以前に提出された場合には翌月 1 日から、16 日以降の場合には翌々月から算定することとされていますが、令和 3 年度報酬改定に伴う特例として、令和 3 年 4 月 23 日 (金) までに届出のあった基本報酬及び加算について、4 月 1 日に遡って算定する取扱いとします。

令和 3 年度報酬改定に伴い、就労系の障害福祉サービスについては、基本報酬の算定方法が変更されたため、就労系のサービス事業所は、全て届出が必要となりますので御留意願います。

また、令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出については、令和 3 年 3 月 26 日付け障第 1343 号により、4 月 15 日 (木) までに計画書等を御提出いただくようお願いしていたところですが、当該通知の提出書類として介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (様式第 1 号) 及び介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (様式第 2 号) について、既に提出済みの事業所にあつては、4 月 23 日 (金) までに差し替えの提出をお願いします。

なお、盛岡市内の事業所については、指定権者である盛岡市の指示に従っていただくようお願いいたします。

記

1 届出様式について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/jigyousha/1004043/1004045.html>

2 提出先及び問合せ先

担当部署		住所：電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話：019-629-6568 F A X：019-629-6579	八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町 盛岡市 (障害児入所施設のみ)
県南広域振興局	保健福祉環境部 指導監査課	住所：〒023-0053 奥州市水沢区大手町 5-5 電話：0197-48-2424 F A X：0197-25-4106	奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町

担当部署		住所：電話番号	管轄市町村
沿岸広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話：0193-25-2702 F A X：0193-25-2294	釜石市、大槌町
	大船渡保健福祉 環境センター 管理福祉課	住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話：0192-27-9913 F A X：0192-27-4197	大船渡市、陸前高田 市、住田町
	宮古保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2213 F A X：0193-63-5602	宮古市、山田町、岩泉 町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4982 F A X：0194-52-3919	久慈市、洋野町、野田 村、普代村
	二戸保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9202 F A X：0195-23-6432	二戸市、一戸町、 軽米町、九戸村

【担当】

障がい福祉担当 野田

電話 019-629-5448

FAX 019-629-5454